

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 28日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県越前市岡本町13号1番地

氏名 株式会社 福井村田製作所
代表取締役社長 野村 慎治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0778-21-8410

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 福井村田製作所
事業場の所在地	福井県越前市岡本町13号1番地
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E28 (電子部品・デバイス・電子回路製造業)
②事業の規模	16,402億円/年 (令和4年度実績) *グループ連結
③従業員数	5,700名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
○環境負荷低減委員会を設置し、廃棄物処理の管理・廃棄物削減・リサイクルの推進等を行なう。
事業所EHS責任者：管理部長
廃棄物担当：管理部EHS推進課シニアマネージャー

役割：①廃棄物マネジメントシステムに関する規定類の作成
②廃棄物マネジメントシステムの実施・維持に関する指導・支援
③廃棄物管理の教育・訓練と啓蒙活動の統括管理
④廃棄物処理の統括管理と廃棄物削減、リサイクルの推進
⑤監督官庁への報告と窓口担当
⑥産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
⑦処理業者、再生利用業者の調査、選定
⑧委託契約書の管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の名称毎に分別を行ない、適切にリサイクルできるようにしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別状態を維持するために、作業従事者に対して教育を行なう。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙⑤のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①. 産業廃棄物の一連の処理の工程

	廃棄物の種類	発生源	性状	処理方法 －凡例－ (中)中間処理 (再)再資源化
汚泥	凝集沈殿汚泥	水処理	泥状	(中)脱水処理 ⇒(再)セメント原料
	片栗粉	バレル	粉状	(中)混練 ⇒(再)セメント原料
	その他汚泥	バレル	粉状	(中)脱水処理 ⇒(再)セメント原料
廃プラスチック類	シート付PETフィルム	印刷	固形状	(中)洗浄・分離 ⇒(再)繊維材料
	塩ビ製品等	全工程	固形状	(中)破碎・選別 ⇒(再)固形燃料
	ペーストポット	電極塗布	固形状	(中)破碎・選別 ⇒(再)発電燃料
	その他	全工程	固形状	(中)圧縮・減容 ⇒(再)固形燃料
金属くず	プラ付金属	全工程	固形状	(中)破碎 ⇒(再)金属回収
陶磁器	セパレータ類	焼成	固形状	(中)破碎 ⇒(再)建築資材
木くず	パレットくず	資材運搬	固形状	(中)破碎・選別 ⇒(再)燃料チップ
廃油	引火点70℃以上の廃液	調合他	液状	(中)混合 ⇒(再)燃料
廃酸	pH2以上の廃酸	メッキ	液状	(中)中和 ⇒(再)セメント原料
廃アルカリ	pH12.5未満の廃アルカリ	エッチング	液状	(中)中和 ⇒(再)セメント原料

別紙②. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	15,750 t	90 t
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	15,663 t	994 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	排出量	7,838 t	300 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず	木くず
	排出量	50 t	16 t
	(これまでに実施した取組) メッキ廃液の濃縮減容装置を導入して、廃酸の排出量を削減した。 Cuメッキ凝縮装置を導入して、廃酸の排出を削減した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	15,750 t	90 t
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	15,663 t	994 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	排出量	7,838 t	300 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず	木くず
	排出量	50 t	16 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続きメッキ廃液を濃縮減容して、廃酸の排出量を削減する。 引き続きCuメッキ廃液を凝縮処理して、廃酸の排出量を削減する。		

別紙③. 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	14,000 t	14,924 t	
	産業廃棄物の種類	-	-	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	
	(これまでに実施した取組) 汚泥については脱水を実施。(汚泥の脱水処理施設(処理能力: 25 m ³ /日)を設置) 廃酸については蒸発濃縮減容を実施。(廃酸の蒸発濃縮減容施設(処理能力: 50 m ³ /日)を設置)			
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		0 t	0 t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		14,000 t	14,924 t	
産業廃棄物の種類		-	-	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		- t	- t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		- t	- t	
(今後実施する予定の取組) 引き続き、汚泥については脱水を実施する。 引き続き、廃酸の蒸発濃縮減容を実施する。				

別紙④. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項（現状）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	
	全処理委託量	1,750 t	90 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	1,726 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	1,750 t	90 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	
	全処理委託量	739 t	994 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	738 t	992 t	
	再生利用業者への処理委託量	419 t	994 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	156 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	164 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず	
	全処理委託量	7,838 t	300 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	7,567 t	12 t	
	再生利用業者への処理委託量	7,448 t	300 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	390 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	ガラスくず	木くず	
	全処理委託量	50 t	16 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	49.8 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	50 t	16 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>処理業者での不測の事態に備えて、リスク回避のために処理業者の2社体制化を進めている。</p> <p>定期的に処理業者の立入監査を行ない、処理状況の確認を行なっている。</p>			

別紙⑤. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 (計画)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	1,750 t	90 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,726 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1750 t	90 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	739 t	994 t
	優良認定処理業者への処理委託量	738 t	992 t
	再生利用業者への処理委託量	419 t	994 t
	認定熱回収業者への処理委託量	156 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	164 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず [※]
	全処理委託量	7,838 t	300 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7,567 t	12 t
	再生利用業者への処理委託量	7,448 t	300 t
	認定熱回収業者への処理委託量	390 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず [※]	木くず [※]
	全処理委託量	50 t	16 t
優良認定処理業者への処理委託量	50 t	0 t	
再生利用業者への処理委託量	50 t	16 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 処理業者の2社体制化を拡充するとともに、より優良な処理業者への切替を図っていく。 引き続き、処理業者の立入監査を計画的に行なっていく。			